

法整備支援の意義とこれまでの実績

平成 14 年 3 月 20 日

1. 我が国の経済協力における法整備支援の位置づけ

- (1) 我が国の経済協力の基本方針は、平成 4 年 6 月 30 日の閣議決定である「政府開発援助大綱」に明記されている。その中で、「貧困対策や社会開発分野への支援」、「経済・社会インフラへの支援」と並んで「人材育成・知的支援」が重点課題として位置付けられており、法整備支援は、この「知的支援」の重要な柱として位置付けられる。知的支援の意義については、「政府開発援助大綱」において、下記(2)のように述べられている。
- (2) 「市場経済移行国のみならず、経済の急速なグローバル化が進む中で経済発展を進めてきた開発途上国においては、そのような変化に経済・社会体制を適応させるためソフト面での支援の重要性が高まっている。我が国の経済発展の過程において蓄積されてきた経験やノウハウには開発途上国の発展に有効に活用しうるものがある。具体的には、法制度整備を含め各種制度・政策の形成のための支援などが重要であり、我が国の人材を活用した政策アドバイザー等の派遣を含めた取り組みが有効である。なお、こうしたソフト面での支援は、貿易投資分野での相互依存関係の高まりの中で WTO に基づく多角的貿易体制といった世界経済システムを支えるためにも重要となっている。」

2. 法整備支援推進の意義

- (1) 開発援助政策全体の中で、90年代から、開発を効果的に進めていく上で「良い統治(グッド・ガバナンス)」の推進が不可欠であるとの認識が急速に広まり、特に、東西冷戦終結後には、旧共産圏の市場主義経済への移行支援という新たな課題も加わっており、中南米・アフリカにおける民主化プロセス、中国・ヴィエトナム等での経済改革等に我が国としても積極的に取り組んでいる。
- (2) このような全体的な流れの中で、我が国は、途上国における法整備への支援にも積極的に取り組んでおり、これまで、援助要請を踏まえて、カンボディア、ヴィエトナム、ラオス等アジア諸国を中心に専門家派遣、研修生受入等による人材養成プログラムを実施してきた。今後とも、相手国からの要請を踏まえつつ、積極的な協力を行っていくことが望まし

い。

(3) WTOにおける人材養成支援

尚、上記1.(2)にあるとおり、政府開発援助大綱においてもWTOに基づく多角的貿易体制を支えるために法整備等の支援が重要であることが指摘されているが、特に、昨年11月のドーハ閣僚会議で開始が合意されたWTOの新ラウンドにおいては、貿易関連キャパシティ・ビルディング(人材養成)が政治的にコミットされ、途上国配慮が重要性を増している。ドーハ閣僚会議で合意された各分野での交渉を円滑に進めると共に、WTO第5回閣僚会議(2003年)でコンセンサスを得た上で交渉を開始する予定の新しい分野(投資、競争等)に対する途上国の理解を得るためには、WTO第5回閣僚会議までに、WTO協定の実施や新分野関連のキャパシティ・ビルディングで具体的な成果をあげることが重要な課題になっている。そのためにWTOの「ドーハ開発アジェンダ・グローバル・トラスト・ファンド」(DDAGTF)を設置したことを受け、3月11日、同ファンドに対するプレッシング会合において、我が国は150万スイス・フラン(約1億1700万円)を拠出することを発表した(グローバル・トラスト・ファンドの総額は、3000万スイス・フラン(約23億4千万円)以上)。また、JICA等を通じ、WTO、UNCTAD等の国際機関と協力して、新分野におけるキャパシティ・ビルディングのためのジュネーヴでのセミナー開催等のプロジェクトを実施すべく関係者と協議中である。このような流れの中で、各国がWTO協定を着実に実施し、新ラウンド交渉に臨むための国内体制を整えることが重視されていることから、途上国における法整備支援の推進は極めて重要性が高い。

3. 法整備支援の個別プロジェクトの例

(1) ヴィエトナム

(イ)実施期間：1996年12月1日～2002年11月30日

(ロ)実施体制：国際協力事業団(JICA)を実施機関とし、更に、外務省、法務省、日弁連、名古屋大学等の協力により、国内支援委員会を月1回程度開催。相手国の実施機関は、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院。また、月1回程度、民法改正共同研究の会合を開催して助言を行っている。

(ハ)協力目的：民法・商法等の市場経済化に必要な法的枠組み整備への支援。協力の3本柱は、個別立法作業への助言、法体系整備への助言(ヴィエトナム現行法令の鳥瞰図作成、民法改正共同研究)、人材育成(司法官僚、裁判官、検察官)

(ニ)協力実績：専門家派遣は延べ67名(短期63名、長期4名)、研修員受入は、計115名。

長期専門家派遣については、法務省、日弁連、最高裁、JICAから専門

家を派遣している。また、短期専門家による現地セミナーの主なテーマは、商法、会社法、独占禁止法、証券取引法、知的所有権、刑事訴訟法、民事訴訟法、民事執行法、破産法、アセアン諸国の投資法等である。

研修員受入については、名古屋大学法学研究科に6名が長期研修員として学位所得を目的として留学中であり、国別特設コースにおいて、我が国の司法制度・検察制度、商法、民法、民事執行法、民事保全法、証券取引法、知的所有権、刑事訴訟法等について、研修を行った。

(2) カンボディア

(イ) 実施期間：1999年3月5日～2003年3月4日

(ロ) 実施体制：国内の実施機関はJICA。協力機関は、法務省、文部省、日弁連。相手国の実施機関は司法省。

(ハ) 協力目的：民法・民事訴訟法の整備と適切な司法手続きの実施を目的とし、共同の法案作業を行うと共に、日本の法制度、裁判制度、弁護士制度に関する研修を実施する。

(ニ) 協力実績：法整備、業務調整の長期専門家をそれぞれ派遣している他、民法及び民事訴訟法の専門家の短期派遣で、法案起草に向けたワークショップを定期的に行っている。また、国別特設研修は、年間16名程度、カウンターパート研修は年間1名程度を受け入れており、長期研修も年間2～3名を受け入れている。

(3) ラオス

(イ) 実施期間及び実施体制：2002年以降の中期協力計画を検討中。

(ロ) 協力目的：法学教育から司法制度、実務法曹養成までの一貫した養成制度を確立することを目標とする。

(ハ) 協力実績：司法省、最高人民裁判所、最高人民検査院を対象としたアドバイザー型専門家を派遣して、現状調査を行うと共に、法制度整備全般に関する助言を行った。また、短期専門家を1ヶ月程度派遣し、実務者を対象とする基礎的な研修を行った。平成13年度は日本国内の研修で30名を受け入れ、学位取得を目的とする長期研修は若干名を受け入れている。

(了)